

～ 令和4年度 私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金 ～



【幼児教育・保育の無償化開始に伴う主な変更点】

- ★「私立幼稚園就園奨励費補助金」に代わり、所得に関わらず、保育料月額25,700円まで無償
- ★「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」の補助限度額の変更（所得により補助額は異なりますが、一部、補助上限額の増額あり）

〈表1〉 ■施設等利用費（無償化になる金額）

基準額 (上限額)	入園料・保育料の補助限度額 (月額)		
	在園中の		
	第1子	第2子	第3子以降
所得区分なし	25,700円		

〈表2〉 ■私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

区分	基準額 (上限額)	保育料・その他納付金(※)の補助限度額 (月額)		
		在園中の		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	10,200円		10,200円
2	市民税所得割非課税世帯	7,200円	10,200円	
	うち 要保護世帯等(ひとり親等)	10,200円	10,200円	
3	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	5,800円	5,800円	
	うち 要保護世帯等(ひとり親等)	7,200円	10,200円	
4	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	5,800円	5,800円	9,600円
5	市民税所得割額が256,300円以下の世帯			9,000円
	上記区分以外の世帯			5,800円

- 注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割額を合算する。
- 注2 保護者が実際に支払った入園料、保育料及びその他納付金の合計額が補助限度額を下回る場合、当該支払額を限度とする。ただし、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数で除すことにより算定する(10円未満を切捨て)。
- 注3 上記基準額(市民税所得割額)は、住宅借入金等の税額控除前の市民税所得割額で区分を決定する。
- 注4 ①幼稚園、②保育園、③認定こども園、④特別支援学校幼稚部、⑤児童心理治療施設通所部、⑥児童発達支援・医療型児童発達支援(就学前児童のみ)、⑦家庭的保育事業等又は⑧小学校(1～3年生)を利用する兄又は姉がいる場合、幼稚園通園児は第2子、第3子等の扱いとする。ただし、市民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限等を設けず、生計を一にする子は多子計算に含める。
- 注5 表2において、補助対象経費にその他納付金を含む世帯は、区分1、区分2及び区分3のうち要保護世帯等の世帯並びに区分3から区分5までの第3子以降に該当する幼児を有する世帯とする。

※その他納付金とは、保護者が毎年度徴収されるものに限られ、主に施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費などが対象です。なお、一部の園児を対象とするもの、制服代、給食代、園バス代、遠足代などの実費負担に当たるものは対象外です。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課保育係
電話：042-551-1780